

経営者保証に関するガイドラインへの当行の取り組み方針



当行は、事業性のお借入にかかる保証につきましては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき対応させていただきます。経営者保証に関するガイドラインや当行の取組方針は、次のとおりでございます。

1 経営者保証に関するガイドラインとは

◇中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者の皆さまが、融資を受ける際に金融機関に差し入れている個人保証（以下「経営者保証」といいます。）について、合理的な保証契約のあり方とともに、保証履行時の保証債務の整理手続や経営者の経営責任のあり方、残存財産の範囲などについて、中小企業（債務者）・保証人・金融機関（債権者）が遵守すべき自主的なルールを示しているものです。

2 経営者保証に関するガイドラインの目的

◇経営者保証には、中小企業経営者の皆さまの経営に対する規律付けや、中小企業の信用力の補完、情報不足等に伴う債権保全等の必要性の観点から、中小企業の資金調達の円滑化に寄与する役割があります。

◇一方、経営者保証に依存することは、経営者の皆さまによる思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継等を阻害する要因ともなっており、経営者保証の締結時や履行時等において、さまざまな課題が存在しています。

◇経営者保証に関するガイドラインは、これらの課題解決を目的として、「経営者保証に関するガイドライン研究会」が2013年12月5日に公表し、2014年2月1日から適用開始となったものです。

3 当行の取組方針【経営者保証受入に関する当行の対応】

(1) 当行は、経営者保証の必要性や保証金額等について、お客さま（債務者・保証人）に対して次の3点を確認したうえで総合的に検討いたします。

①法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図られているか

（法人個人の一体性の解消）

例：法人から経営者への貸付等による資金流出がないか

②財務基盤の強化が図られているか

例：業績が堅調で十分な利益や内部留保を確保しているか

③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保が図られているか

例：決算書のほか、試算表や資金繰表等が定期的に開示されているか

(2) 当行は、「経営者保証に関するガイドライン」に示されているとおり、お客さま（債務者・保証人）において次のような事象が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や、経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さま（債務者・保証人）の意向を踏まえたうえで検討いたします。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないこと
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されていること
- ⑤経営者から必要な物的担保の提供があること

(3) 当行は、経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ってまいります。

(4) 当行は、やむを得ず経営者保証を締結する場合、形式的に保証金額を融資金額と同額とはせず、保証人の資産および収入の状況、融資額、債務者の信用状況等を総合的に勘案して検討いたします。

(5) 当行は、やむを得ず経営者保証を締結する場合、お客さま（債務者・保証人）に対して、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等の見直しの可能性について、丁寧かつ具体的に説明いたします。

(6) 当行は、お客さま（債務者・保証人）から保証契約の変更・解除のお申し出があった場合も、上記（2）に示した点から改めて保証の必要性や適切な保証金額について検討し、真摯かつ柔軟に対応いたします。その結果、保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。

(7) 当行は、債務者に事業承継が生じた際は、後継者に当然に保証債務を引継がせず、保証契約締結の必要性を改めて検討するとともに、前経営者の経営支配の状況や、お客さま（債務者・保証人）の資産及び収入の状況、融資額、信用状況等を総合的に勘案して対応を検討いたします。

(8) 当行は、一時停止等の要請等に対しては誠実かつ柔軟に対応いたします。

(9) 当行は、保証債務の履行請求にあたっては、原則として一律に保証金額の全額を請求せず、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案したうえで、履行の範囲を決定いたします。（保証人の手元に残す資産について、一定期間の生活費と華美でない自宅等を含めることを検討いたします。）

■経営者保証に関するガイドライン及びQ&Aの詳細は、下記のウェブページをご覧ください

◎全国銀行協会

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

◎日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

◎金融庁

<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131209-1.html>

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。